

## 平成26年度 意匠法

### ■問題文

#### 【問題Ⅰ】

甲は、自ら机に係る意匠イを創作し、その机をビジネスショーで展示した。その後、甲は、意匠イ及びこれに類似する意匠ロについて、意匠登録を受けようとしている。

一方、乙及び丙は、共同で机に係る意匠ハを創作し、前記ビジネスショーの開催後であって甲の意匠登録出願の日より前に意匠ハに係る意匠登録出願を行った。なお、意匠ハは、意匠イには類似せず、意匠ロに類似するものとする。

これらの事実を前提として、以下の各設問に答えよ。

- (1) 甲が、意匠イ及び意匠ロに係る意匠登録出願を行う際に留意すべきことは何か、理由とともに説明せよ。
- (2) 甲は、意匠イ及び意匠ロについて意匠登録を受けることができるか、また、乙及び丙は、意匠ハについて意匠登録を受けることができるか、それぞれ理由とともに説明せよ。
- (3) 甲が、意匠ロに係る机を製造販売しようとする場合の留意すべきことは何か、理由とともに説明せよ。

(50点)

#### 【問題Ⅱ】

甲は、自ら自転車に係る意匠ニ及びこれに類似する意匠ホを創作した。

乙は、意匠ニ及び意匠ホを甲から知得し、意匠登録を受ける権利を承継することなく意匠ニ及び意匠ホについて意匠登録出願をし、意匠ニ及び意匠ホについて意匠登録を受けた。

以下のそれぞれの場合において、甲が意匠ニについて意匠権を取得するためにはどのような手段をとる必要があるか、そのような手段をとることにした理由とともに説明せよ。

- (1) 乙の意匠ニに係る意匠権及び意匠ホに係る意匠権がともに存続している場合。
- (2) 乙の意匠ニに係る意匠権は存続し、意匠ホに係る意匠権が放棄されている場合。

(50点)

## ■意匠法について

### 1. 問題Ⅰ（１）について

意匠イが出願前に公知になっていることから新規性喪失の例外の適用を受けることを検討しましょう。また、意匠登録を受けようとする意匠イおよび意匠ロが類似していることから、関連意匠出願を利用することも検討しましょう。

### 2. 問題Ⅰ（２）について

意匠イについては、新規性喪失の例外の適用が受けられれば登録されますが、意匠ロについては、類似する意匠ハの登録有無によって登録されるかどうか異なります。

また、意匠ハについては、出願前に公知になった意匠イに基づく拒絶理由（３条２項）の有無によって登録されるかどうか異なります。

### 3. 問題Ⅰ（３）について

甲が、意匠ロに係る机を製造販売する際に障害となりうる権利は、意匠ロに類似する意匠ハに係る意匠権です。この権利が登録されているかによって留意事項が変わります。意匠ハに係る意匠権が登録されている場合に考えられる措置を挙げればよいでしょう。

### 4. 問題Ⅱ（１）について

意匠ニと意匠ホは類似することから、乙は関連意匠出願制度を利用して意匠登録を受けたと考えられます。また、乙は冒認出願により意匠登録を受けています。設問（１）では、移転の特例（26条の２）の検討がメインになりますが、通常に移転も可能である点に注意しましょう。

### 5. 問題Ⅱ（２）について

本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、移転の特例に基づく請求は原則できません（26条の２）。そのため、放棄された意匠ホに係る意匠登録が無効審判により無効にできるかどうか検討しましょう。



## ■模範答案

|                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 問題 I (1) について                                                                                                                                             |
| (1) 意匠ロの創作者について (3条1項柱書)                                                                                                                                     |
| 甲は、ロについて、自ら創作したものであるか確認する必要がある点に留意すべきである (3条1項柱書)。ロが自ら創作したものではない場合は、冒認出願となるのを回避するため、創作者から、意匠登録を受ける権利を承継した上で、ロの意匠登録出願を行う必要があるからである (準特33条1項、17条4号)。           |
| (2) 関連意匠制度の利用について (10条1項)                                                                                                                                    |
| 甲は、イ、ロのいずれかを本意匠、もう一方をその関連意匠として、イ、ロを出願する点に留意すべきである (10条1項)。イ、ロは相互に類似意匠であることから、法9条1項、2項の拒絶理由を回避するためである (17条1号)。                                                |
| (3) 新規性喪失の例外について (4条2項、3項)                                                                                                                                   |
| 甲は、イ、ロの出願にあたり、新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要がある点に留意すべきである (4条2項、3項)。甲は、イ、ロの出願前に意匠イにかかる机をビジネスショーで展示していることから、イは、法3条1項1号の拒絶理由を有しており、また、ロはイに類似することから、法3条1項3号の拒絶理由を有するからである。 |
| 甲は、イの展示から6月以内にイ、ロを出願し、出願の際に新規性喪失の例外規定を受けたい旨を記載した書面を特許庁長官へ提出するとともに、所定の証明書面を出願の日から30日以内に提出しなければならない点に留意すべきである (4条2項、3項)。                                       |
| 2. 問題 I (2) について                                                                                                                                             |
| (1) 甲は意匠イについて登録を受けることができるかについて                                                                                                                               |

|                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 甲は、イについて、上記のように、適法に新規性喪失の例外規定の適用を受けた上で                                                   |
| イとロについて関連意匠制度を利用して出願すれば、イについて登録を受けることができる（20条）。                                          |
| 一方、適法に上記手続を行っていない場合は、イについて登録を受けることができない（3条1項1号、17条1号）。                                   |
| (2) 甲はロについて登録を受けることができるかについて                                                             |
| 甲は、ロについて、上記のように、適法に新規性喪失の例外規定の適用を受けた上で                                                   |
| イとロについて関連意匠制度を利用して出願した場合であって、乙および丙のハが登録されなければ、ロについて登録を受けることができる（20条）。                    |
| 一方、ハが登録された場合、ロとハは類似するため、法9条1項でロは拒絶されることから登録を受けることができない（9条1項、17条1号）。                      |
| (3) 乙及び丙は意匠ハについて登録を受けることができるかについて                                                        |
| イは甲による展示で公知となっている（3条1項1号）。このため、イに基づきハが容易に創作できる場合、ハは法3条2項で拒絶され、登録を受けることができない（3条2項、17条1号）。 |
| 一方、イに基づきハが容易に創作できない場合は、登録を受けることができる（20条）。                                                |
| 3. 問題I（3）について                                                                            |
| (1) 意匠ハが登録されている場合                                                                        |
| 甲は、ハが登録されている場合、ロについて登録を受けることはできない。                                                       |

|                                                 |
|-------------------------------------------------|
| <p>一方、イはハと非類似のため、甲は、新規性喪失の例外の規定の適用を受けることで、</p>  |
| <p>イについて登録を受けることができる。ロはイに類似するため、甲は、原則ロの実施を</p>  |
| <p>する権利を専有する（23条）。</p>                          |
| <p>しかし、イに係る意匠権のうち、ロの部分が、イに係る出願の日前の出願に係る他人</p>   |
| <p>乙の意匠権と抵触する。したがって、甲はロの実施をすることができない点に留意すべ</p>  |
| <p>きである（26条2項）。</p>                             |
| <p>この場合、甲は、通常実施権の許諾について協議を求め（33条1項）、協議不調・不</p>  |
| <p>能の場合、特許庁長官に裁定を請求することができる（33条2項）。かかる請求が認め</p> |
| <p>られれば、甲はロに係る机を製造販売することができる。</p>               |
| <p>また、乙及び丙からハに係る意匠権について実施権の設定、登録（27条、28条）、ハ</p> |
| <p>に係る意匠権の譲渡といった対応をとることで、ロに係る机を製造販売できる。</p>     |
| <p>(2) 意匠ハが登録されていない場合</p>                       |
| <p>甲は、ハが登録されていない場合、乙及び丙の権利との関係でロに係る机の製造販売</p>   |
| <p>が制限されない点に留意すべきである。</p>                       |
| <p>4. 問題Ⅱ（1）について</p>                            |
| <p>ニ、ホは、類似する意匠であることから、関連意匠として権利化されていると考えら</p>   |
| <p>れる（10条1項）。また、乙は、ニ、ホについて意匠登録を受ける権利を有しないで出</p> |
| <p>願していることから、ニ、ホにかかる意匠権は、法48条1項3号の無効理由を有する。</p> |
| <p>このため、意匠登録を受ける権利を有する甲は、乙に対し、ニ、ホについて法26条の</p>  |
| <p>2第1項の移転請求を行うことで、ニについて意匠権を取得することができる（26条の</p> |

|                                           |
|-------------------------------------------|
| 2 第 1 項)。                                 |
| その他、甲は乙に対し、ニ、ホに係る意匠権の移転交渉行うことで、意匠ニについて    |
| 意匠権を取得することができる（準特98条1項1号）。                |
| 5. 問題Ⅱ（2）について                             |
| 設問（1）で解答したようにニ、ホは、関連意匠として権利化されていると考えられ    |
| るが、ホに係る意匠権は放棄されている。このため、ニについて意匠登録を受ける権利   |
| を有する甲は、ホに係る意匠登録に対し、法48条1項3号を理由とする無効審判を請求  |
| し、ホに係る意匠権を遡及消滅させた上で（49条）、乙に対しニについて、法26条の2 |
| 第1項の移転請求を行うことで、ニについて意匠権を取得することができる（26条の2  |
| 第1項、2項）。                                  |
| その他、甲は乙に対し、ニに係る意匠権の移転交渉行うことで、ニについて意匠権を    |
| 取得することができる（準特98条1項1号）。                    |
| 以上                                        |
|                                           |
|                                           |
|                                           |
|                                           |
|                                           |
|                                           |
|                                           |
|                                           |
|                                           |